

平成 27 年度第 4 回理事会

(平成 27 年 11 月 30 日開催)

議 案 書

目 次

議 題

第 1 号議案	平成 27 年度学術研究助成に関する件-----	p.01
	(参考資料 pp.02-17)	
第 2 号議案	平成 27 年度地域振興助成に関する件-----	p.18
	(参考資料 pp.19-28)	
第 3 号議案	平成 27 年度福祉助成に関する件-----	p.29
	(参考資料 pp.31-34)	
第 4 号議案	定款変更に関する件-----	p.35
第 5 号議案	内部規定の改廃及び制定に関する件-----	p.45
	(参考資料 pp.46-66)	
第 6 号議案	平成 28 年度事業計画に関する件-----	p.67
第 7 号議案	選考委員任命に関する件-----	p.71
第 8 号議案	保有株式に関する件-----	p.72
第 9 号議案	今後の資産運用方針に関する件 -----	p.72
第 10 号議案	資産の組み替えに関する件-----	p.73
第 11 号議案	平成 28 年度収支予算に関する件-----	p.74
	(参考資料 pp.77-81)	
第 12 号議案	公益認定申請に関する件-----	p.82
	(参考資料 pp.83-112)	
第 13 号議案	平成 27 年度第 2 回評議員会開催の件-----	p.113

一般財団法人 前川報恩会

第1号議案 平成27年度学術研究助成に関する件

当財団の平成27年度学術研究助成の助成先候補として以下の通り決定いたしました。審議のうえ承認を求めます。

平成27年9月から11月にかけて当財団事務局及び調査委員山本良一氏で共同し、「地球温暖化対策を目的とした、熱エネルギーの有効利用に資する研究（農業分野等との学際的研究も含む）」をテーマとした研究を行っており当財団の助成先として相応しい研究者を調査した結果、13名の候補者を選定致しました。（9月1日から9月30日にかけて当財団のホームページ上にて学術研究助成の自己推薦を募ったところ全体で18件の申請がありました。平成27年10月27日に学術研究助成調査委員山本良一氏と協議を行いこの中より13名に絞り込みました。；pp.3-7を参照）その後、この調査結果について推薦委員河合素直氏へ諮問いたしましたところ、平成27年11月19日付で下記11件の候補者についてご推薦を頂きました。（pp.8-17を参照）

No.	所属	役職	氏名	申請額
A15001	同志社大学 理工学部 エネルギー機械工学科	教授	山口博司	¥500,000
A15004	早稲田大学 先進理工学部生命医科学科	助手	藤谷拓嗣	¥1,500,000
A15005	日本大学理工学部 精密機械工学科	准教授	田中勝之	¥3,000,000
A15006	東京農工大学 大学院工学研究員	教授	秋澤淳	¥900,000
A15008	北九州市立大学国際環境工学部 機械システム工学科	准教授	長弘基	¥756,500
A15010	九州大学 大学院農学研究院 生命機能科学部門 微生物遺伝子資源学研究分野	講師	土居克実	¥2,850,000
A15012	東京大学 大学院農学生命科学研究科 生物・環境工学専攻	教授	大下誠一	¥400,000
A15013	九州大学 大学院農学研究院環境農学部門	教授	内野敏剛	¥890,000
A15015	弘前大学 農学生命科学部 地域環境工学科	助教	森谷慈宙	¥1,000,000
A15016	国立大学法人 電気通信大学 情報理工学研究科知能機械工学専攻	助教	榎本光治	¥700,000
A15018	国立高等専門学校機構・木更津工業高等専門学校	校長	前野一夫	¥500,000
合計			11名	¥12,996,500

第2号議案 平成27年度地域振興助成に関する件

当財団の平成27年度地域振興助成の助成先候補として以下の通り決定いたしました。審議のうえ承認を求めます。

平成27年9月から11月にかけて当財団事務局及び調査委員勝田正文氏で共同し、本助成事業の主旨に合致する適切な事業を調査した結果、13件の候補を選定致しました。(9月1日から9月30日にかけて当財団のホームページ上にて地域振興助成の自己推薦を募ったところ全体で30件の申請がありました。平成27年11月12日に地域振興助成調査委員勝田正文氏と協議を行い、この中より13件に絞り込みました。)その後、この調査結果について推薦委員古在豊樹氏へ諮問いたしましたところ、平成27年11月16日付で下記9件の候補についてご推薦を頂きました。

申請No.	所属機関	事業の名称	申請額
B15001	環境教育ネットワークたねのもり	世代間交流『みやしろ自然ガイド』育成事業	¥500,000
B15011	サイエンスアイ	石狩アースモニターを利用した小中高大生と市民の世代交流型地域振興プロジェクト	¥400,000
B15012	地域再生ネット祭研究会	国指定重要無形民俗文化財熊甲祭の再生支援事業	¥254,000
B15018	文化薫る地域の魅力づくり実行委員会	わたしたちの唄、わたしたちの踊りをつくる	¥500,000
B15023	エコマラソン・インターナショナル	第6回エコ・スローマラソン印旛(エコ印旛)	¥499,550
B15027	海さくら	江の島における水質浄化を目的とした「アマモ植樹」と、島の歴史・風土を若い世代に語り継ぐワークショップ	¥500,000
B15028	地球市民の会	スリランカ高校生招へいプログラム～カタランカ Cross Asia 2016～	¥500,000
B15032	特定非営利活動法人地球対話ラボ	地域の未来を切り拓くための、宮戸島子どもプロジェクト	¥500,000
B15033	田嘉里山筆者会	田嘉里住民の自信と誇りになり、新たな地域おこしに活かせるガイドブックを作成する事業	¥500,000
合計		9事業	¥4,153,550

第3号議案 平成27年度福祉助成に関する件

当財団の平成27年度福祉助成の助成先候補として以下の通り決定いたしました。審議のうえ承認を求めます。

平成27年9月1日から同年9月30日までの公募期間において当財団のホームページ上にて申請を受け付けたところ60団体からの申請がありました。平成27年11月9日の福祉助成選考委員会においてこれらの団体を審査した結果、22団体の助成先候補を決定致しました。その後、1団体より辞退の申請があったため最終的に下記21団体を助成先候補とします。

申請No.	法人名	事業種別	申請内訳首位	助成候補金額
C15003	非営利活動法人 太陽の会	o 地域生活支援事業	エアコンセット RASJT40E2E3WS	¥233,280
C15008	特定非営利活動法人 宇都宮国際障がい者乗馬協会	k 自立訓練（機能訓練・生活訓練） l 就労移行支援 m 就労継続支援 n 共同生活援助（グループホーム）	丸山 自走動噴	¥226,800
C15012	特定非営利活動法人 laule'a	e 児童デイサービス	ユニバーサルフレーム 購入費見積もりより	¥298,000
C15013	特定非営利活動法人 あいの実	e 児童デイサービス	ホンダ除雪機 HSS760N-JE	¥300,000
C15014	特定非営利活動法人 ネクスト	m 就労継続支援	フラットテーブル単価 33500×10台	¥300,000
C15015	社会福祉法人創志会	l 就労移行支援 m 就労継続支援	シンク台1台	¥112,320
C15019	特定非営利活動法人 みやぎ身体障害者サポートクラブ	f 短期入所（ショートステイ） h 生活介護	車いす用バリアフリースケール 180000円×1台=180000円	¥194,400
C15027	特定非営利活動法人 Harmony	a 居宅介護（ホームヘルプ） b 重度訪問介護 e 児童デイサービス h 生活介護	車いす用体重計 バリアフリースケール（標準型） AD-6106NW	¥278,100
C15030	特定非営利活動法人 ハートオブマインド	m 就労継続支援	ベイクド・ドーナツ機 （CA-8）1台	¥286,200
C15032	特定非営利活動法人 フリースペース・びーねっと	m 就労継続支援	ハーブマイドマイクロモーター 8700	¥132,354

C15034	特定非営利活動法人視聴覚二重障害者福祉センターすまいる	a 居宅介護（ホームヘルプ）c 行動援護 m 就労継続支援	dynabook R73	¥300,000
C15036	特定非営利活動法人からふるきっず	e 児童デイサービス	Honda 小型除雪機 HSS655c (JE)	¥215,784
C15037	特定非営利活動法人 フリースペース・うえるびー	a 居宅介護（ホームヘルプ）b 重度訪問介護 c 行動援護 e 児童デイサービス h 生活介護 m 就労継続支援	加湿機能付き空気清浄機 54800	¥164,400
C15038	NPO法人つながろう・アースフレンズ	m 就労継続支援	2015VOL. 14-1P267 6. カチャットチェア 90 1脚	¥105,192
C15044	仮認定特定非営利活動法人よりどりみどり	m 就労継続支援	発電機購入費	¥150,500
C15046	特定非営利活動法人 麦わら屋	l 就労移行支援 m 就労継続支援	外部スロープ（縞鋼板製スロープ）製作	¥300,000
C15048	特定非営利活動法人フロンティア	j サービス業	発砲スチロール移動式保管カーゴ	¥247,320
C15051	特定非営利活動法人 ライフサポート	m 就労継続支援	リンナイ 串焼き 62号 一式	¥237,600
C15052	特定非営利活動法人ともに	l 就労移行支援 m 就労継続支援	「わっくわく」エアコン・シーリングファン 設備工事	¥300,000
C15053	特定非営利活動法人 ほっとスペース・ひだまり	j サービス業	弁当製造原材料消費期限表示ラベル印刷機バーラベ	¥284,500
C15057	NPO法人くまもと障がい者就労支援ネットワーク	e 児童デイサービス m 就労継続支援	オストメイト対応トイレパック (TOTO UAS73LDB)一式	¥300,000
合計			21 団体	¥4,966,750

第 4 号議案 定款変更に関する件

当財団の定款変更案を次頁以降の通りに作成致しました。審議のうえ承認を求めます。

一般財団法人前川報恩会 定款 (変更案)

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人前川報恩会（英文名 MAYEKAWA HOUONKAI FOUNDATION）と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、学術の振興、科学技術の発展、地域の活性化、福祉の向上等に資する助成について、我が国独特の文化・伝統・風土を重んじつつ、時代の要請にも適った方法によりこれを行い、もって民族の永遠につながる発展を期し、より良い人類社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術及び科学技術の振興を目的とする助成
- (2) 地域社会の健全な発展を目的とする助成
- (3) 障がい者の支援を目的とする助成
- (4) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項第 1 号から第 4 号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 基本財産は、理事会において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 172 条第 2 項に規定する、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の運用管理)

第6条 この法人の財産の運用及び管理は、理事会が別に定める資産運用規程によるものとする。
(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、報告を行い承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告書の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員6名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 10 号及び第 11 号の規定を準用した次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数（現在数）の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数（現在数）の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者。

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員の任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任

した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 13 条 各評議員に対して、評議員会一回の出席に対し 2 万円を報酬として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 評議員に対しては、その地位にあることのみに基づき報酬等を支給しない。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任の決定
- (2) 理事及び監事の報酬等の基準の決定
- (3) 評議員会運営規則の承認
- (4) 収支予算及び事業計画の承認
- (5) 決算及び事業報告の承認
- (6) 定款の変更の決定
- (7) 残余財産の処分の決定
- (8) 基本財産の処分及び除外の決定
- (9) 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項の決定

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 1 回、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 18 条 理事長は、評議員会の開催日の 3 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目

的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、**議決に加わることのできる**評議員の過半数が出席し、**その過半数を**もって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、**議決に加わることのできる**評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任の決定
 - (2) 収支予算及び事業計画の承認
 - (3) 決算及び事業報告の承認
 - (4) 定款の変更の決定
 - (5) 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡の決定
 - (6) その他法令で定められた事項の決定
- 3 前 2 項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
- 4 第 1 項、第 2 項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 1 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 理事及び監事

(理事及び監事の設置)

第 22 条 この法人に、次の理事及び監事を置く。

- (1) 理事 6 名以上 9 名以内
 - (2) 監事 2 名以上 5 名以内
- 2 理事のうち理事長を 1 名置き、専務理事を 1 名置くことができる。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(理事及び監事の選任)

第 23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

- 3 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにその法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（理事及び監事の任期）

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（理事及び監事の解任）

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（理事及び監事の報酬等）

第28条 理事及び監事は、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることが

できる。

- 3 理事及び監事に対しては、その地位にあることのみに基づき報酬等を支給しない。

(責任の免除)

第 29 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条の規定により準用する第 111 条第 1 項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条の規定により準用する第 113 条に規定された損害賠償の一部免除の決定

(開催)

第 32 条 理事会は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

(招集の通知)

第 34 条 理事長は、理事会の開催日の 3 日前までに、理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもつ

て行う。

- 2 次に掲げる事項については、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を受けなければならない。
 - (1) 収支予算及び事業計画の決定
 - (2) 決算及び事業報告の決定
 - (3) 重要な財産（基本財産を含む。）の処分及び譲り受けの決定
 - (4) 借入金（一定の短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄の決定
 - (5) 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡の決定
 - (6) 株式等の議決権の行使の決定
- 3 前2項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできない。
- 4 第1項、第2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条の規定により準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

（議事録）

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 運営及び組織

（事務局及び職員）

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第39条 この定款は、評議員会の決議によって、変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

（解散）

第40条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条で定められた事由その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分等)

第 42 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国、地方公共団体又は他の租税特別措置法第 40 条 1 項に規定する公益法人等に帰属させる。

2 この法人は剰余金の分配を行うことができない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項の規定により準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項の規定により準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事（理事長及び専務理事）は、次に掲げる者とする。
理事長 前川 正雄
専務理事 宮野 忠夫

附則

制定：平成 24 年 10 月 01 日

施行：平成 24 年 10 月 01 日

改定：平成 25 年 05 月 30 日

施行：平成 25 年 06 月 01 日

改定：平成 27 年 06 月 30 日

施行：平成 27 年 06 月 30 日

改定：平成 27 年 12 月 3 日

施行：平成 27 年 12 月 3 日

第5号議案 内部規定の改廃及び制定に関する件

定款変更に伴い、当財団の内部規程を次頁以下の通り廃止、改定及び制定いたしました。

廃止した内部規定は「評議員選定委員会規則」、改定した内部規程は、「理事会運営規則」「評議員会運営規則」「資産運用規程」「印慶弔見舞金規程」です。改定した箇所につきましては、各規程(案)において赤字で表記しております。なお、廃止及び改定内部規程に関する決議は、評議員会で定款変更が決定されることを条件とした停止条件付決議となります。

制定した内部規程は「選考委員会規則」で、これに関する決議は、公益認定がおりることを条件とした停止条件付決議となります。

審議のうえ承認を求めます。

第 6 号議案 平成 28 年度事業計画に関する件

当財団の平成 28 年度事業計画案（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）を以下の通り作成致しました。審議のうえ承認を求めます。

なお、本決議は、公益認定がおりることを条件とした停止条件付決議となります。

I. 基本方針

当財団は、株式会社前川製作所の創設者である故前川喜作が私財2億円を基金として拠出し昭和42年12月に設立し、学術振興および社会福祉の充実に目的とする助成事業を毎年継続的に行ってまいりました。

平成24年10月1日に一般財団法人へ移行後、これまでの理念を継承しつつ新しい法人としてスタートし、①学術及び科学技術の振興、②地域社会の健全な発展、③障がい者の支援を目的とする三事業を行って参りました。

平成28年4月1日からは、公益財団法人として上記3事業を「持続可能社会支援事業」として統合し、これまで蓄積してきた学術研究及び社会福祉における豊富な経験及び地域進行における新たな知見を基盤として、より一層の公益性をもって時代の要請に応えるべく、以下に示す具体的事業計画に基づいて事業を推進させて参りたく存じます。

II. 事業計画

1. 定款第 4 条 1 項 1 号にかかる助成事業（学術研究助成）

(1) 目的

環境配慮型のエネルギー利用・開発又は食料生産・流通の改善に資する研究を担う研究者に対して助成金の交付を行い、研究内容の向上を図り、もってより良い人類社会に向けての課題を解決することを目的とする。

(2) 内容

助成対象：環境配慮型のエネルギー利用・開発又は食料生産・流通の改善に資する研究

申請資格：下記の要件を全て満たす者とする。

A 大学・企業等の法人、又は実体のある任意団体に所属する研究者。

B 研究者代表として

申請内容に関する学会発表又は論文投稿を行う予定の者。

※ なお、50 万円以上の助成金を申請する際には、平成 26 年度及び 27 年度学術研究助成の助成対象者であることを条件とする。

助成金額：1,500 万円（一件あたりの助成金額の上限は 300 万円）

助成件数：5 件以上 30 件以下

選考：学術研究助成選考委員会において選考を行う。

募集：以下の通りに募集を行う。

A ホームページ上での募集要項の公開

- B 助成分野に関連する学会の機関誌における広告
- C 関連学会奨励賞受賞者に対するダイレクトメール
- D 大学窓口を通じた助成対象者への案内
- E 平成 26 年度及び 27 年度学術研究助成対象者へのダイレクトメール

(3) 実施時期

- ・ 募 集 : 平成 28 年 9 月 1 日～10 月 30 日
- ・ 選 考 : 平成 28 年 11 月 1 日 (予定)
- ・ 承 認 : 平成 28 年 12 月上旬～12 月中旬開催の理事会
- ・ 通知及び交付 : 理事会の承認後、速やかに行う。

2. 定款第 4 条 1 項 2 号にかかる助成事業 (地域振興助成)

(1) 目的

天然資源又は文化的資産を保全・活用し、当該地域の発展に寄与する継続的事業に対して助成を行い、当該地域の活性化に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

助成対象：天然資源又は文化的資産の保全・活用を通じ、

当該地域の発展に寄与する継続的事業

重点目標：多世代が参与し、その実施を通じて

高齢層から若年層への伝承が含まれる事業を積極的に助成する

申請資格：NPO 法人等の非営利団体、又は実体のある任意団体

助成金額：400 万円 (一件あたりの助成金額は 50 万円)

助成件数：8 件 **の上限**

選考：地域振興助成選考委員会において選考を行う。

募集：ホームページ上における募集要項の公開をもって行う。

(3) 実施時期

- ・ 募 集 : 平成 28 年 9 月 1 日～9 月 30 日
- ・ 選 考 : 平成 28 年 11 月 8 日 (予定)
- ・ 承 認 : 平成 28 年 12 月上旬～12 月中旬開催の理事会
- ・ 通知及び交付 : 理事会の承認後、速やかに行う。

3. 定款第 4 条 1 項 3 号にかかる助成事業 (福祉助成)

(1) 目的

社会福祉の向上を目的として、障がい者を援護する団体の取り組みに対して援助を行う。

(2) 内容

助成対象：

(1)非営利法人（営利企業、任意団体は含まない）における、障がい者の生活や就労支援の環境改善に資する取り組み

(2)障がい者が代表となる団体（営利企業は除く）において、周囲の方々と協力し、他の障がい者等の生活の充実・向上に資する取り組み

重点目標：規模の小さい団体を積極的に助成する

申請資格：平成 27 年度福祉助成の助成対象団体でないこと。

助成金額：400 万円（一件あたりの助成金額は ~~20 万円～30 万円~~ の上限は50万円）

助成件数：~~15 件程度~~ 8件～15件程度

選考：福祉助成選考委員会において選考を行う。

募集：ホームページ上における募集要項の公開をもって行う。

(3) 実施時期

- ・ 募 集 : 平成 28 年 9 月 1 日～9 月 30 日
- ・ 選 考 : 平成 28 年 11 月 15 日（予定）
- ・ 承 認 : 平成 28 年 12 月上旬～12 月中旬開催の理事会
- ・ 通知及び交付 : 理事会の承認後、速やかに行う。

4. 報告会兼授与式の開催

(1) 目的

助成対象者どうしの交流の場を設けることにより、申請者が個々に日々取り組むだけでは得られない新たな人々との出会い、新たな知識・知見の創出を図る。このことを以て、助成金交付だけではない新たな付加価値を助成対象者に提供できることを望む。

折しも平成 29 年 12 月 22 日に、当財団は設立 50 周年を迎える。本年度はこの記念式典のための準備として、学術研究助成対象者を都内に招致し、報告会兼授与式を行うものとする。

(2) 内容

招致対象：平成 28 年度助成対象者及び、

平成 27 年度助成対象者のうち選考委員からの評価が高いもの

招致予算：45 万円（東京大阪間の新幹線往復費用約 3 万円を

一人当たりの標準的な招致費として見込み、15 名ほどを招致する）

(3) 実施

- ・ 日時 : 平成 29 年 2 月 24 日
- ・ 場所 : 東京都内

5. 視察及び助成案内の実施

(1) 目的

助成事業のニーズの深掘り及び助成申請を募り、当該年度以降のより良い助成事業の展開のための知見の蓄積を目的とする。

(2) 内容

対象：学術研究助成・地域振興助成・福祉助成の平成 27 年度助成対象

予算：39 万円

(東京大阪間の新幹線往復費用約 3 万円+宿泊費・日当 1 万円を

1 人 1 回あたりの標準的な長距離視察・案内の費用として見込み、

4 万円×2 名×4 回分=32 万円を計上。

関東近郊の視察・案内分として追加で 7 万円を計上。)

(3) 実施

- ・ 時期 : 平成 28 年 7 月～8 月
- ・ 場所 : 関東・関西・東北地域

以上

第7号議案 選考委員任命に関する件

当財団の平成28年度以降の各助成選考にあたる委員の候補者を以下の通り選定致しました。審議のうえ承認を求めます。

なお、本決議は、公益認定がおりることを条件とした停止条件付決議となります。

区分	氏名	職業	備考
学術研究助成	河合 素直	早稲田大学名誉教授 早稲田大学先端生産システム研究所 顧問	平成24年度～ 学術研究助成 調査委委員
	高垣 美智子	千葉大学 副学長 千葉大学大学院 園芸学研究科 教授	
	木村 薫	東京大学大学院 新領域創成科学研究科 教授	
地域振興助成	勝田 正文	早稲田大学理工学術院 総合機械工学科 教授 W-BRIDGE 代表	平成24年度～ 地域振興助成 調査委員
	中井 孝章	大阪市立大学大学院 生活科学研究科 教授	
	崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー NPO 法人 持続可能な社会をつくる元気ネット理事長 NPO 法人 新宿環境活動ネット代表理事	
福祉助成	佐々木 葉子	横浜市総合リハビリテーションセンター 地域リハビリテーション部 (相談調整課・地域支援課・研究開発課) 部長	平成27年度～ 福祉助成選考委員
	馬場 幸子	東京学芸大学大学院 総合教育科学系 准教授	平成27年度～ 福祉助成選考委員
	山内 豊	公認会計士・税理士	平成27年度～ 福祉助成選考委員

第 8 号議案 保有株式に関する件

48.6

当財団が 1,459,200 株（議決権割合 ~~48.9%~~）を保有する株式会社前川の普通株式について、無議決権株式への転換手続きに関して理事長に一任することについて、審議のうえ承認を求めます。

第 9 号議案 今後の資産運用方針に関する件

当財団の今後の資産運用方針を以下の通り作成致しました。また、平成 27 年度中の資産運用に関しても平成 28 年度資産運用方針に沿うように進めていきたいと存じます。審議のうえ承認を求めます。

公益認定申請を行うにあたり、現在前川報恩会が保有している株式会社前川の株式 1,459,200 株については、無議決権株に転換する手続きを進める（これに伴い現在の 4 倍近い株式配当が見込まれている）。このことにより現在、先進外国国債を含んだ運用を行なっている運用資産約 34 億円においては、現在の助成規模(2,300 万円)を維持するにあたりリスク許容度を引き下げることが可能となる。

上記に加え今後、公益財団法人化により利子配当収入にかかる源泉徴収を受けなくなることを考慮に入れ、約 34 億円の運用資産においては原則として平成 28 年度以降は、円建固定利付債での運用により、0.35%の運用利回りを目指すものとする。

第 10 号議案 資産の組み替えに関する件

資産の組み替えに関して、審議のうえ承認を求めます。

株式会社前川の普通株式について無議決権株式への転換手続きが終了し次第、現在保有している株式の全てについて、定款第 5 条第 1 項に定める基本財産に組み替えを行う。約 34 億円の運用資産についても上記の円建固定利付債に運用替えの後、助成資金として特定資産に組み替えを行う。当該「助成資金」に関する取り扱いは次の通りとする。

助成資金

① 目的

助成資金は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、現金または金融商品により構成され、運用益の全額を公益目的事業に使用する。

② 積立の方法

助成資金は、理事会の承認を受け、40 億円を上限として積み立てるものとする。

③ 取り崩しの要件

助成資金を取り崩さなければ財団の事業を実施することができないと認められる場合に限り、公益目的事業費に充てるために、理事会の決議を受けて取り崩すことができる。

④ 運用方法

助成資金は、原則として円建固定利付債により運用される。運用対象を変更する際には資産運用規定に則るものとする。

第 11 号議案 平成 28 年度収支予算に関する件

当財団の平成 28 年度収支予算案（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）を以下の通り作成致しました。審議のうえ承認を求めます。

なお、本決議は公益認定がおりることを条件とした停止条件付決議となります。

平成28年度収支予算(案)

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位:円)

科 目	持続可能社会支援事業会計 (公益目的事業会計)	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取配当金	26,416,350	2,935,150	29,351,500
② 特定資産運用益			
特定資産受取利息	11,900,000	0	11,900,000
経常収益計	38,316,350	2,935,150	41,251,500
(2) 経常費用			
事業費			
学術研究助成金支出	15,000,000	0	15,000,000
地域振興助成金支出	4,000,000	0	4,000,000
福祉助成金支出	4,000,000	0	4,000,000
事業管理費			
外部委員報酬	900,000	0	900,000
広告宣伝費	1,000,000	0	1,000,000
給与等			
給与負担金	11,340,000	0	11,340,000
退職給付金	252,000	0	252,000
会議費	90,000	0	90,000
事務用品費	127,800	0	127,800
通信費	494,000	0	494,000
消耗品費	27,000	0	27,000
賃借料	909,900	0	909,900
支払手数料	100,000	0	100,000
会費	100,000	0	100,000
旅費交通費	840,000	0	840,000
調査研究費	10,000	0	10,000
事業費計	39,190,700	0	39,190,700
一般管理費			
役員報酬	0	800,000	800,000
給与等			
給与負担金	0	1,260,000	1,260,000
退職給付金	0	28,000	28,000
会議費	0	53,000	53,000
事務用品費	0	14,200	14,200
通信費	0	132,000	132,000
消耗品費	0	3,000	3,000
賃借料	0	101,100	101,100
支払手数料	0	400,000	400,000
諸税金	0	70,000	70,000
会費	0	72,000	72,000
旅費交通費	0	360,000	360,000
調査研究費	0	40,000	40,000
福利厚生費	0	80,000	80,000
管理費計	0	3,413,300	3,413,300
経常費用計	39,190,700	3,413,300	42,604,000
評価損等計上前当期経常増減	△ 874,350	△ 478,150	△ 1,352,500
基本財産評価損益等			0
特定資産評価損益等			0
投資有価証券評価損益等			0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 874,350	△ 478,150	△ 1,352,500
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 874,350	△ 478,150	△ 1,352,500
一般正味財産期首残高			3,764,078,561
一般正味財産期末残高			3,762,726,061
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高			0
III 正味財産期末残高			3,762,726,061

貸 借 対 照 表 (案)
平成28年3月31日

一般財団法人前川報恩会

(単位:円)

科 目	平成27年度末(予測)	平成26年度末	増減
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	98,569,686	99,418,899	△ 849,213
有価証券 (社債・金銭信託)	1,505,480,763	1,505,480,763	0
未収金	8,913,594	8,913,594	0
前払金	0	100,263	△ 100,263
流動資産合計	1,612,964,043	1,613,913,519	△ 949,476
2.固定資産			
その他固定資産 投資有価証券 (国債・社債・株式)	2,152,548,038	2,152,548,038	0
その他固定資産合計	2,152,548,038	2,152,548,038	0
固定資産合計	2,152,548,038	2,152,548,038	0
資 産 合 計	3,765,512,081	3,766,461,557	△ 949,476
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	1,433,520	1,433,520	0
流動負債合計	1,433,520	1,433,520	0
負債合計	1,433,520	1,433,520	0
III 正味財産の部			
1.一般正味財産	3,764,078,561	3,765,028,037	△ 949,476
正味財産合計	3,764,078,561	3,765,028,037	△ 949,476
負債・正味財産合計	3,765,512,081	3,766,461,557	△ 949,476

第 12 号議案 公益認定申請に関する件

当財団の公益認定申請に関する申請書を次頁以降の通りに作成致しました。本申請に関して今後の審査を経る中で、本書類の変更も含め必要な書類の作成を理事長に一任することにつき、審議のうえ承認を求めます。

第13号議案 平成27年度第2回評議員会開催の件

評議員会を、以下の要領で行うことと致しました。審議のうえ承認を求めます。

平成27年度第2回評議員会開催の件

日時：平成27年12月4日 午前10時～12時

場所：株式会社前川製作所本社ビル

- 第1号議案 定款変更に関する件
- 第2号議案 評議員会運営規則に関する件
- 第3号議案 平成28年度事業計画に関する件
- 第4号議案 保有株式に関する件
- 第5号議案 平成28年度資産運用方針に関する件
- 第6号議案 平成28年度収支予算に関する件
- 第7号議案 公益認定申請に関する件